加東市　週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領【建築工事等】

目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。

より多くの建設会社がその必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気を醸成していくことを目的に、本市発注の建築工事等において、週休２日の取組を導入する。

Ⅰ　週休２日制度

１．対象工事

本取扱要領は、地域の実情等により対応が困難な工事を除き、原則として加東市が所管する建築工事（機械・電気設備工事含む）に適用する。対象工事である旨等の明示は、入札公告及び特記仕様書等への記載により行うものとする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、工事現場ごとに対象工事を決定する。

＜対象外工事＞

① 点検・清掃・除草等の作業
② 災害に伴う緊急工事及び応急工事
③ 単価契約の工事
④ 現地作業が１週間に満たない工事
⑤ 設計金額が 200 万円以下の工事
⑥ 「土木工事（諸経費体系が一般公共、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備)、農業農村整備工事、森林整備保全工事、上水道工事」※1
⑦ その他市長が対象外と認める工事

※１「加東市　週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領【土木工事等】」を適用する。

※２災害復旧工事や終日通行規制工事など、特に早期復旧、早期供用を必要とする工事は、本制度の対象から外し、交替制週休２日制度により実施することができる。

２．週休２日の確認方法等

(1) 週休２日の確認方法

① 工事着手前

- ✓ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、週休２日が確保されていることを確認する。
- ✓ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ✓ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で「実施工程表」を作成する。

② 工事着手後

- ✓ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、現場閉所（現場休

息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

- ✓ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ✓ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ✓ 週休２日の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ✓ 監督職員は、休暇取得日の前日などに、週休２日の実施に支障が生じるような指示等は行わないように配慮する。
- ✓ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ✓ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、受注者は監督職員と協議する。

(2) 週休２日対象工事である旨の明示

- ✓ 施設管理者の承諾を前提に週休２日対象工事である旨を仮囲い等に明示する。（工事看板例　参照）

(3) 適正な工期の確保

- ✓ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、各工程を圧迫することのないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- ✓ 新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 元請下請の取引の適正化

- ✓ 受注者は、週休２日制度対象工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者に不利益が生じることのないよう、調整・連携を行うものとする。

【参考：用語の定義】

⑴　週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

⑵　対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

⑶　現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

⑷　現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。

⑸　４週８休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

＜週休２日制度対象工事であることを明記する工事看板例＞



Ⅱ　交替制週休２日制度

１．発注方式

発注者が週休２日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

２．対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、特記仕様書への記載により行うものとする。

３．週休２日の確認方法等

(1) 週休２日の確認方法

① 工事着手前

- ✓ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ✓ 受注者は、分離発注工事の受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう、閉所日や対象者の週休２日の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成し、監督職員に提出する。
- ✓ 受注者は、閉所日や対象者毎の休暇取得の予定日を記した、実施計画書（以下、「実施計画書」という）を作成し、監督職員に提出する。
- ✓ 「実施計画書」には、工事着手時においては着手月末までの内容を、工事着手後においては翌月末までの内容を記載する。
- ✓ 監督職員は、対象者の「実施工程表」と「実施計画書」を受注者から受領し、適切に週休２日が計画されていることを確認する。

② 工事着手後

- ✓ 受注者は、工事着手後に、実施工程の見直し等が生じた場合は、その都度、分離発注工事の受注者間で調整した「実施工程表」等を作成し、監督職員へ提出する。
- ✓ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、「実施工程表」等を受注者より受領し、実施状況を確認する。
- ✓ 受注者は、閉所日や対象者毎の休暇取得の実績日を記した、「実績報告書」（以下、「実績報告書」という）を「工事進捗状況報告」と共に監督職員に提出する。
- ✓ 監督職員は、受注者が作成した「実績報告書」を受領し、対象期間内の「週休２日」の実施状況を確認する。

③ 工事完成時

- ✓ 受注者は監督職員のヒアリング調査に協力する。
- ✓ 監督職員は、「実績報告書」をもとに受注者に対しヒアリングし、週休２日の実施結果を確認する。

④ その他留意事項

- ✓ 週休２日の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ✓ 監督職員は、休暇取得日の前日などに、対象者の週休２日の実施に支障が生じるような指示等は行わないように配慮する。

- ✓ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ✓ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、受注者は監督職員と協議する。

(2) 週休２日促進工事の見える化

- ✓ 施設管理者の承諾を前提に交替制週休２日制度対象工事である旨を仮囲い等に明示する。（工事看板例　参照）

(3) 適正な工期の確保

- ✓ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 元請下請の取引の適正化

- ✓ 受注者は、交替制週休２日制度対象工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、調整・連携を行うものとする。

４．その他

対象者以外（１次下請会社以降の主任技術者、技術者及び作業員など）においても週休２日の取得に努めることとする。

【参考：用語の定義】

(1)週休２日

対象期間において、対象者が個人単位で、４週８休以上の休暇取得を行ったと認められる状態をいう。なお、週休については、土・日曜日での取得を目指すこととするが、これを限定するものではなく、平日を含めて４週８休以上の休暇取得に努めることとする。

(2)対象者

受注者の監理・主任技術者及び技術者とする。

(3)対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（ただし、休暇取得を目的に一時中止している場合は除く）のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) ４週８休以上

対象期間内の対象者毎の休暇取得日数の割合（以下「休暇取得率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、休暇取得率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、休暇取得の日数に含めるものとする。

＜交替制週休２日制度対象工事であることを明記する工事看板例＞



附　則

この要領は、令和８年４月１日から適用する

令和８年１０月１日一部改定